

議 事 録

令和4年度第3回 伊賀市国民健康保険運営協議会

日 時 令和5年2月16日(木)午後3時30分

場 所 伊賀市役所 5階 全員協議会室

令和4年度第3回伊賀市国民健康保険運営協議会議事録

【開催日】令和5年2月16日（木）

午後3時30分～

【開催場所】伊賀市役所 5階 全員協議会室

（事務局）

失礼いたします。定刻となりましたので、ただ今から、令和4年度第3回国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日の会議ですが、過半数の委員の出席があり、各号に定める委員お一人以上が出席されておりますので、運営協議会規則第6条に基づき、会議が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、会議の冒頭にあたり、市長からご挨拶を申し上げます。

（市長）

委員の皆さんには、ご多用中にもかかわらず、令和4年度第3回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃は市政全般にご理解とご協力をいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、わが国では、早いスピードで人口減少と少子高齢化が進んでおり、本年から、団塊の世代と言われる人たちが75歳以上になり始め、2025年には、その世代が全て75歳以上になります。また、団塊ジュニア世代も2040年代に高齢期を迎えるにあたり、人生100年時代に向けて健康寿命の延伸を図るとともに、多様な働き方が構築できるよう、引き続き、予防・健康づくりや医療費の適正化が進められているところです。ことに、生産年齢人口の減少が一層加速すると見込まれる中、給付は高齢者中心で負担は現役世代中心という従来の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく、全世代型社会保障の実現に向け検討がなされています。そんな状況において、子育てを重視し一層支援するため、それぞれの自治体では、子育て支援へのさまざまな取組が行われており、本市でも、学校給食の無償化をはじめ、子育てがしやすいまちをめざして積極的に施策を進めているところです。また、この国民健康保険の分野でも、今年度から未就学児の保険税の均等割額を半額にしていることに加え、医療保険の分野では、来年度から出産育児一時金の増額なども予定しており、社会全体で子育てを支える動きが加速しています。このように、少子高齢化の進行や就業構造の変化の中で、国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けられるよう、いろいろな制度改正を経ながら重要な役割を担ってきました。今後とも加入されている方の支えになるよう、果たす役割は大きいと考えていますので、委員の皆さんには、引き続きご指導くださいますようお願いいたします。この後、事項書にもありますように、次の市議会定例会に提出する条例改正案や予算案等について、ご協議いただくことになっています。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局)

市長は、この後、別の公務がありますので、ここで退席させていただきます。

では、事項書の2番、議事に移らせていただきますが、運営協議会規則第5条では、協議会の議長は、会長が当たると規定しておりますので、以後の事項の進行につきまして、佐治会長様にお願いしたいと存じます。

(会長)

会長の佐治でございます。委員の皆さん、本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

さて、先月は、10年に1度とも言われた強力な寒波の影響により、各地で大雪となりました。伊賀地域でも、夕方から降り始めた雪が短時間で積もり、名阪国道の閉鎖や鉄道運行の見合わせなど、交通機関に影響が出て、翌朝には、通勤や外出による車の渋滞も目立ったところでした。2月も半ばを過ぎて、もうじき春の便りも聞かれることと思いますが、まだまだ寒い日が続きますので、皆さんには、くれぐれも体調管理にご留意くださいますようお願いいたします。

それでは、事項書に基づき会議を進めさせていただきます。初めに議事録署名人の選出について、規則に基づき、私から指名させていただきますと思います。今回は、被保険者を代表する委員の橋本さんをお願いいたします。

なお、議事録作成のため、ご発言等を録音させていただきますので、よろしく申し上げます。では議事の1番、条例改正について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

失礼いたします。説明に入らせていただく前に、資料のご確認をお願いいたします。資料1から6につきましては、あらかじめ郵送させていただき、お持ちいただいていることと思います。本日、机に置かせていただきましたのが、資料1-1と「伊賀市国民健康保険第二期データヘルス計画 令和3年度事業実績報告および今後の方向性について」というものです。皆さま、不足はございませんでしょうか。

それでは、議事の1、条例改正について説明させていただきます。今回の条例改正内容は出産育児一時金の支給額を改正するものです。

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛け金が1万6千円から1万2千円に引き下げられましたが、出産育児一時金の支給総額について42万円を維持すべきとされたことをふまえ、伊賀市も出産育児一時金を40万8,000円とすることで、令和3年12月議会において条例を改正しました。

今回、妊産婦の経済的負担軽減のため、出産育児一時金の支給額について現行の40万8,000円を、令和5年4月1日から一分娩あたり8万円引き上げ、48万8,000円とする健康保険法施行令等の一部改正が行われたことに伴い、伊賀市国民健康保険条例も改正するものです。資料1の右側が改正前、左側が改正後になっています。

続いて、資料1-1をご覧ください。こちらは、3月の議会での条例改正ではございませんが、4月に伊賀市国民健康保険税条例を改正する予定の資料でございます。

令和5年度の国保料について、高所得者の賦課限度額と低所得者の軽減判定所得の基準額を引き上げる国保法施行令の一部改正が2月1日に公布され、4月1日から施行されます。後期高齢者支援金分の賦課限度額は2万円引き上げられ、22万円となります。これにより、賦課限度額は、基礎課税分の65万円、後期高齢者支援金分の22万円、介護納付金課税分の17万円を合計し、賦課限度額は104万円となります。

また、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額が、現行の28万5,000円から5,000円引き上げられ、29万円となります。2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者数等の数に乗すべき金額を現行が52万円から1万5,000円引き上げられ53万5,000円となります。以上で説明を終わります。

(会長)

説明が終わりました。この条例改正につきまして、ご質問等ございませんか。

続きまして議事の2番、令和4年度国保事業特別会計補正予算について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算(案)について説明させていただきます。資料2・資料3をご覧くださいと思います。予算ですので単位を千円としています。

まず、資料2の事業勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,156万8,000円を減額し、補正後の額をそれぞれ89億7,860万7,000円としています。次に資料3の直営診療施設勘定ですが、1ページの歳入合計の欄及び2ページの歳出合計の欄に記載してありますように、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ262万2,000円を減額し、補正後の額をそれぞれ2億2,297万4,000円としています。

それでは、事業勘定の歳出から説明しますので、資料2の2ページをお開きください。第1款 総務費ですが、203万6,000円を減額し、補正後の額を1億2,527万4,000円としています。第2款 保険給付費に補正はありません。第3款 国民健康保険事業費納付金では197万8,000円を減額しています。第4款 保健事業費では、1,755万4,000円を減額しています。第5款 公債費、第6款 諸支出金、第7款 予備費に補正はありません。

次に、歳入について説明しますので1ページをご覧ください。第1款 国民健康保険税では、8,806万3,000円を減額しています。第2款 使用料及び手数料に補正はありません。第3款 県支出金では、2,128万8,000円を増額しています。内訳としましては、説明欄に記載のとおりです。第4款 財産収入は4,000円を減額しています。第5款 繰入金では、7,129万6,000円を増額しています。内訳としましては説明欄に記載のとおりです。第6款 繰越金の補正はありません。第7款 諸収入では、2,625万4,000円を減額しています。第8款 国庫支出金では16万9,000円を増額です。新型コロナウイルス感染症対応分補助金です。

続きまして令和4年度直営診療施設勘定診療所費補正予算（案）について、資料3をご覧ください。まず、歳出から説明しますので2ページをご覧ください。第1款 総務費では、一般管理費で4万8,000円を減額しています。第2款 医業費では257万4,000円を減額しています。主に医薬品衛生材料費での減額です。第3款 公債費、第4款 予備費、第5款 前年度繰上充用金は補正はありません。

次に1ページの歳入をご覧ください。第1款 診療収入では、各診療収入を合わせ、359万6,000円を減額しています。第2款 使用料及び手数料は、7万7,000円の減額です。第3款 繰入金では、へき地診療所運営補助金の増を見込み、105万1,000円を増額しています。第4款 繰越金、第5款 諸収入では補正がありません。

以上で令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（案）の説明を終わりますが、直営診療施設勘定は最終的に赤字となり、令和5年度予算から繰上充用をさせていただくことになると予測しています。よろしくお祈りします。

（会長）

説明が終わりました。この補正予算につきまして、ご質問等ございませんか。

続きまして議事の3番、令和5年度国保事業特別会計当初予算について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

続いて 令和5年度国民健康保険事業特別会計予算（案）について説明させていただきますので、資料4、資料5をご覧ください。

まず、資料4の事業勘定ですが、2ページをご覧ください。その欄の下に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも89億7,641万6,000円、また、資料4の直営診療施設勘定診療所費では、2ページの一番下の欄に記載してありますように、予算額を歳入歳出とも8,112万2,000円としています。

では、事業勘定から説明させていただきます。資料3をご覧ください。先に歳出について説明しますので、2ページをお開きください。

第1款 総務費ですが、前年度より104万4,000円を減額しています。内訳につきましては説明欄のとおりです。保険給付費は、前年度より8,290万円を減額しています。令和3年度、4年度診療分の実績等から試算しました。第3款 国民健康保険事業費納付金は、前年度より2,193万5,000円を減額しています。納付金は、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定してくるため、県に支払いをします。第4款 保健事業費は、前年度より1,070万円を増額しています。第5款 公債費、第6款 諸支出金、第7款 予備費は前年度と同額です。

続きまして歳入について説明しますので、1ページをご覧ください。第1款 国民健康保険税は、前年度より6,690万8,000円を減額し、16億2,342万8,000円としています。調定額及び収納率は説明欄のとおりです。第2款 使用料及び手数料は、前年度と同額です。第3款 県支出金は、前年度より4,606万9,000円を減額しています。第4款 財産収入は3つの基金から生じる利子分で、前年度より3,000円を減額しています。

第5款 繰入金につきましては、前年度より3,683万7,000円の増額です。内訳は説明欄に記載のとおりです。第6款 繰越金は前年度と同額です。第7款 諸収入は前年度より1,903万6,000円減額しています。

次に直営診療施設勘定診療所費について説明しますので、資料5をご覧ください。先に歳出について説明しますので2ページをご覧ください。第1款 総務費では、前年度より176万3,000円を増額し、5,010万2,000円としています。職員人件費と施設の維持管理等の経費です。第2款 医業費では、前年度より319万1,000円を減額しています。第3款 公債費は前年度より197万8,000円を減額しています。第4款 予備費は昨年度と同額を計上しています。

続いて1ページの歳入をご覧ください。第1款 診療収入は、前年度より189万円を減額し、7,302万4,000円としています。第2款 使用料及び手数料は、前年度より4万4,000円の減額です。第3款 繰入金は、前年度より147万2,000円を減額しています。これは、事業勘定からの繰入金で、へき地診療所の赤字に対する補助金です。第4款 繰越金、第5款 諸収入は前年度と同額です。

以上で、令和5年度国民健康保険事業特別会計予算（案）の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

（会長）

説明が終わりました。この当初予算につきまして、ご質問等ございませんか。続きまして議事の4番、令和5年度国民健康保険保健事業について説明をお願いします。

（事務局）

令和5年度伊賀市国民健康保険 保健事業について説明させていただきます。お手元の資料6をご覧ください。まず、脳ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和23年6月2日から昭和58年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。募集人数は今年度と同様に420人、実施期間は令和5年6月1日から令和5年2月29日とします。検査内容の変更はなく検査費用につきましても、今年度と同様の37,100円とさせていただきます。実施医療機関は今年度と同様に上野総合市民病院、岡波総合病院、金丸脳脊椎外科クリニックの3つの医療機関で実施する予定です。今年度受診券発行者420人に対し、12月末時点で医療機関から実施報告がされているのは317人となっています。1月18日時点で各実施医療機関へ、1月から2月までの予約状況を確認したところ、約100名の予約がされていることから、概ね受診が完了すると見込まれます。

次に、簡易人間ドックにつきましては、対象者を伊賀市国民健康保険被保険者で、昭和23年6月2日から平成5年6月1日生まれの方を対象に実施させていただきます。

募集人数は、今年度と同様に610人、実施期間は6月1日から11月30日とします。検査内容ですが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況により今年度と同様に、胃内視鏡検査実施については、医師会と協議の上、5月の受診券送付までに最終決定を行い、受診者に通知を行いたいと思います。検査費用につきましては、35,800円、そのうち自

自己負担額は今年度と同様に8,700円とさせていただきます。前立腺がん検査を実施した場合は、1,430円増の37,230円とし、そのうち自己負担額は500円の追加といたします。今年度は、4月当初の応募で定員を大幅に下回る477名であったため、その後再募集を行いました。結果、58名に対して受診券を追加交付しています。受診状況ですが、12月末時点で486人の受診となっています。

次に、特定健康診査実施要領については、三重県健診あり方検討調整会議で三重県医師会との協議により、検査項目が決定されます。この会議につきましては、例年2月開催により詳細実施（案）が検討されることとなっており、現時点では、今年度と同じ内容での実施を計画しております。費用につきましては、資料のとおりですが、まだ決定ではございません。負担額につきましては、今年度と同様に無料とします。詳細につきましては、三重県健診あり方検討調整会議の結果を受けて、医師会と協議させていただき、令和5年度の内容等を決めさせていただきたいと考えています。また、特定健診については引き続きがん検診との同時実施と集団健診の実施を計画しています。

続いて、第3次データヘルス計画について、少し説明させていただきます。データヘルス計画は、レセプトや健診情報等のデータ分析に基づいて健康課題を明確化し、特定健診や重症化予防などの保健事業をPDCAサイクルで実施することで、健康寿命の延伸や、医療費適正化につなげることを目的としているものです。

計画の実施期間は6年で、3年目に中間評価、6年目に最終評価が行われます。来年度の令和5年度は第2期計画の最終年にあたり、最終評価をもとに6年度から実施される第3期の計画につなげます。本日、お手元に第2期データヘルス計画の令和3年度事業報告を配布させていただきましたので、ご覧いただければと思います。

データヘルス計画を策定する主体は市町村ですが、県がその策定の支援を行います。現在、県では第3期データヘルス計画の標準化に取りかかり、作業部会が立ち上がっています。その中で、県重点目標として ①特定健診 ②特定保健指導 ③糖尿病性腎症重症化予防 ④重複頻回受診／重複多剤服薬 ⑤後発医薬品使用促進が現時点ではあがっています。

この中で、特定健診や特定保健指導、糖尿病性腎症重症化予防は、県の研修会などで、取組事例などを聞く機会も多くあるのですが、重複頻回／重複多剤服薬や、後発医薬品使用促進については、情報量が特定健診の未受診者対策などに比べて少ない状況です。医療機関等で「こういう取組ができるのではないか」や、「こういう事例を知っている」「現状はこのようだ」「他の保険者でこういうことをしている」など、何か情報等がございましたら、本日も後日でも結構ですので、教えていただくと助かります。来年度以降の取組みにつないでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上、令和5年度伊賀市国民健康保険保健事業について説明を終わらせていただきます。

(会長)

ありがとうございました。ただいまの件でご質問等ございませんか。

以上で、議事を終了します。

最後に事項書の3番、その他について、委員の皆さんから何かございますか。

(事務局)

事務局からお尋ねさせていただきます。医療機関や薬局で、お薬手帳をお持ちの方でどのくらいの方が管理されているのか教えていただきたいです。

(委員)

薬局の立場からお答えさせていただくと、一般的にお薬手帳を持ってきてくれるのは、50%から70%くらいの方かと思います。その中で薬の重複について他の医療機関との薬の重複についてチェックさせてもらって、重複していたら減らしていくという事をしていきます。

今はお薬手帳を持ってきていただく方が、点数的にも少し費用が安くなるということもありまして、持ってきてもらう方向で進めてはいます。

(事務局)

ありがとうございます。

このデータヘルス計画ですが、6年間の計画と説明いたしました。平成30年度から令和5年度までの6年間の計画で来年度が最終年となります。来年度の間に見直し、この会議の席上でご意見をいただきまして、新たなデータヘルス計画を策定したいと考えています。何かお気づきのことがありましたら、ご意見をいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

(会長)

ありがとうございます。皆様ご協力をお願いいたします。最後に事項書の3番、その他について、委員の皆さんから何かございますか。事務局から何かあれば、お願いします。

(事務局)

本日説明いたしました条例改正案や予算案を、次の議会定例会に提出させていただきます。なお、今年度に予定しておりました運営協議会は、本日の第3回をもって終了となります。来年度の予定につきましては、例年ですと、第1回の会議を8月のお盆明けに開催し、9月議会に提出する議案等の内容についてご協議いただいておりますが、日程等は、改めてご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(会長)

ただいまの件につきまして、皆さん、よろしくお願いいたします。それでは、これで会議を終了させていただきます。慎重な審議をありがとうございました。